

令和4年度 税制改正大綱（個人所得・資産課税編）

税務相談室 室長
税理士 内田 尚生

皆様、こんにちは！

この記事を書いている2月はオミクロン株が猛威を奮っており、長崎県は「まん延防止等重点措置」を3月6日まで国へ延長申請すると報じられました。感染件数は年明けのような激増は落ち着き横ばいが続いています。この情報誌が皆様のお手元に届く頃には制限が解除され、事態が好転していることを祈るばかりです。

さて、今回は昨年12月に公表された「令和4年度 税制改正大綱」について、個人所得・資産課税関連の主な改正事項をご紹介します。

1 住宅ローン控除の延長見直し(令和4年以後の居住分から適用)

住宅ローン控除は、住宅の省エネ性能向上、中古住宅の有効活用・優良化、会計検査院の指摘等を踏まえて見直しが行われました。期限は令和7年末まで延長、控除期間が13年とされ、一定の要件を満たす場合は40㎡以上(現行50㎡以上)の住宅が控除対象とされました。

他方で、控除率が0.7%(現行1%)とされ、所得要件が2,000万円以下(現行3,000万円以下)とされます。なお、令和4年末までの入居であっても、注文住宅は令和3年9月末、分譲住宅は令和3年11月末までに契約されたものは控除率1%が適用されます。

項目		現行制度			改正案(4年延長)			
		令和3年入居			4～5年入居		6～7年入居	
		消費税8%	10年	13年				
借入 限度額 ・控除期間	認定住宅(長期優良・低炭素)	5,000万円	10年	13年	5,000万円	13年	4,500万円	13年
	ZEH水準省エネ住宅	/			4,500万円		3,500万円	
	省エネ基準適合住宅				4,000万円		3,000万円	
	その他	4,000万円	10年	13年	3,000万円		2,000万円 <small>※新築:令和6年以後建築確認を除く</small>	
控除率		一律1%			一律0.7%			
住民税の控除限度額		所得×7%(最高13.65万円)			所得×5%(最高9.75万円)			
所得要件(合計所得金額)		3,000万円以下			2,000万円以下			

★印：消費税率10%引上げに伴う反動減対策としての上乗せ(令和3年までで終了)

2 住宅取得等資金贈与非課税制度の縮減(令和4年以後の贈与から適用)

住宅取得等資金贈与の非課税制度は消費喚起の観点から非課税枠が拡大していましたが、格差の固定化防止等に舵が切られました。

今回の改正案では、住宅用家屋の取得に係る契約の締結時期に関係なく、①耐震、省エネ、バリアフリーの住宅家屋は1,000万円、②その他は500万円までの贈与が非課税とされました。同時に、築年数要件が廃止され、新耐震基準に適合している住宅用家屋が要件になります。期限は令和5年末まで延長されます。

> 裏面へ



> 表面より

この制度は相続時精算課税との併用が可能（特例で60歳未満からの贈与可）であり、上手く活用することで3,000～3,500万円までの贈与が非課税（同一贈与者・受贈者間での暦年課税の利用不可）となります。

項目		現行制度		改正案(2年延長)
		令和3年		4～5年
非課税 限度額	省エネ等住宅 (省エネ・耐震・バリアフリー)	消費税率10%	1,500万円	引下げ 1,000万円
		上記以外	1,000万円	
	その他	消費税率10%	1,000万円	500万円
		上記以外	500万円	
受贈者	所得要件	合計所得金額 2,000万円以下		
	年齢要件	20歳以上		18歳以上(R4.4.1～)

3 帳簿の未整備、証拠書類(領収書等)のない簿外経費への対応

(帳簿は令和6年以後に申告期限が到来するもの(所得税、法人税共通)、証拠書類は令和5年分(所得税)または令和5年以後に開始する事業年度(法人税)に適用)

記帳義務の不履行、税務調査時の簿外経費の主張等に対する不利益がなく、悪質な納税者が利する事例に対応することから、以下の不利益措置が講じられました。

正しい帳簿記録、保存がより一層求められる改正となりました。

(1) 帳簿不提出等に対する加算税の加重措置

帳簿の記帳状況		改正案
不提出・不提示(不記帳・不保存)		過少申告加算税 ・無申告加算税 +10%(加重)
記帳 不備	記載が著しく不十分 ※売上金額の1/2以上が不記載	
	記載が不十分 ※売上金額の1/3以上が不記載	
上記のうち、やむを得ない事情がある場合		(加重なし)

【適用時期】令和6年1月1日以後に法定申告時期が到来する国税

(2) 存在が不明な簿外経費の必要経費(損金)不算入措置

隠ぺい偽装行為や無申告

↓

簿外経費が帳簿等から明らかでなく、反面調査でも認められない場合

簿外経費の状況		改正案
売上 原価	資産の販売・譲渡等に 直接要するもの	(対象外)
	上記以外	法人税：損金不算入 所得税：必要経費不算入 ※一部対象外
費用、損失		

【適用時期】令和5年1月1日以後に開始する事業年度の法人税
令和5年分以後の所得税

今年度の個人所得・資産課税関連の改正は改正事項が少なく、影響を受ける方は一部に限られるようですが、気になる事項等がありましたら担当者へご相談ください。

(表出典：経営革新等支援機関推進協議会資料)